

## 国道4号仙台バイパス 特殊車両(車幅3.0m超)通行止めのお知らせ

国土交通省仙台河川国道事務所では、国道4号仙台バイパス〔山崎交差点～岩切交差点〕において、中の坂橋橋梁工事(床版架設)のため、同橋梁下を通過する車幅3.0mを超える特殊車両の通行止めを実施いたします。

なお、車幅3.0mを超える特殊車両は、県道8号仙台松島線(利府街道)～県道35号泉塩釜線を迂回してください。

通行される皆様にご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 規制箇所： 国道4号仙台バイパス〔山崎交差点～岩切交差点〕(別紙1)
- 規制内容： 車幅3.0mを超える特殊車両の通行止め
- 規制日時： 平成30年10月30日(火)22時00分～10月31日(水)6時00分  
平成30年10月31日(水)22時00分～11月1日(木)6時00分
- その他： 車幅3.0mを超える特殊車両は、国道4号山崎交差点～県道8号仙台松島線(利府街道)～洞ノ口交差点～県道35号泉塩釜線(塩釜街道)～国道4号運転免許センター入口交差点を迂回してください。

<発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会>

お問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所

建設監督官 佐藤 浩 電話：022-246-4151

## 国道4号 中の坂橋上部工工事による 特殊車両(車幅3.0mを超える車両) 通行止めについて

国道4号中の坂橋における上部工工事に伴い、下記のとおり特殊車両の通行止めを行います。

### 記

1. 通行規制区間 国道4号 山崎交差点～国道4号 岩切交差点
2. 通行規制期間 平成30年10月30日(火)22時00分～10月31日(水)6時00分  
平成30年10月31日(水)22時00分～11月 1日(木)6時00分
3. 通行規制時間 22時00分～翌日6時00分
4. 通行規制内容 特殊車両(車幅3.0mを超える車両)通行止め
5. 迂回路 国道4号山崎交差点～県道8号仙台松島線(利府街道)～洞ノ口交差点  
～県道35号泉塩釜線(塩釜街道)～国道4号運転免許センター入口交差点
6. その他 気象条件等により交通規制期間を変更する場合があります。  
大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。



### 【問合せ先】

国土交通省 仙台河川国道事務所	道路管理第一課	022-304-1814
国土交通省 仙台河川国道事務所	道路管理第二課	022-304-1811
日本道路交通情報センター(仙台)		050-3369-6604